

# 総合事業通所介護運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人なかま福祉会が開設する総合事業通所介護事業所デイサービスなかま（以下「事業所」という。）が行う総合事業通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職、介護職員及び機能訓練指導員（以下「総合事業通所介護従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な総合事業通所介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の総合事業通所介護従業者は、要支援状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の改善又は向上を目指すものとする。

2. 事業の実施に当たっては、介護予防支援事業者、他の介護予防サービス事業者、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
事業所の総合事業通所介護従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上  
総合事業通所介護の利用等に関する相談及び調整を行うとともに利用者及びその家族等に日常生活などに関する相談及び助言を行う。
- 三 介護職員 2名以上  
利用者に対し、必要な身体の清拭、洗髪・洗体、排泄介助、食事介助等の身体介護を行う。
- 四 看護職員 1名以上  
利用者の健康状態を常に把握し、保健衛生管理、健康管理に関する業務を行う。
- 五 機能訓練指導員 1名以上  
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導及び助言を行う。

## (営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日を除く毎日とする。ただし、年末年始12/31～1/2を除く。
- 二 営業時間 午前8時00分から午後5時00分
- 三 サービス提供時間 月、火、水、金、土は午前9時30分から午後4時まで、木は午前9時30分から午後3時30分までの6時間以上7時間未満。

## (事業の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護の利用者も含めて、1日23人とする。
- 二 元気アップデイサービス事業の利用定員は1日2人とする。

## (事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 入浴サービス
- 二 食事サービス

- 三 生活、身体、介護に関する相談援助、助言、指導
- 四 日常動作訓練（レクリエーション含む。）
- 五 健康チェック
- 六 送迎サービス
- 七 家族、関係機関との連絡調整

（事業の利用料その他の費用の額及び支払いの方法）

第7条 事業を提供した場合の利用料は、法定代理受領分以外は「都城市長の定める第1号事業に要する費用の額」によものとし、法定代理受領であるときは、「その額の自己負担相当額」とする。

- 2. 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から1キロメートル毎に50円を乗じた額とする。ただし、中山間地域等に居住する利用者に対するサービス提供加算を算定する場合はこの限りではない。
- 3. 食費 360～420円（特別メニュー対応）
- 4. おむつ代 実費
- 5. その他、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費を徴収する。
- 6. 第1項から第5項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、都城市、三股町とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第9条 利用者は事業のサービスを利用する際は、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を総合事業通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けること。
- 2. 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の総合事業通所介護従業者の指示に従うこと。
  - 3. 事業所内での飲酒及び指定場所以外での喫煙をしないこと。

（緊急時等における対応方法）

第10条 総合事業通所介護従業者は、事業を実施中に、利用者の症状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2. 虐待防止のための指針の整備
- 3. 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（身体拘束等に関する事項）

第13条 身体的拘束等の適正化の推進

- 1・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的

拘束等を行ってはならない。

- 2・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(その他運営についての重要事項)

第14条 事業所は、総合事業通所介護従業者の質的向上を図るため、研修を年2回行う。

2. 総合事業通所介護従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
3. 総合事業通所介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、総合事業通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるため、これらを保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
5. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人なかま福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

本規程は、平成30年4月1日より実施する。

本規程は、令和6年4月1日より実施する。